

○福岡県警察職員の配偶者同行休業の運用について（通達）

令和2年12月24日

福岡県警察本部内訓第41号

本部長

この度、福岡県警察職員の配偶者同行休業の運用についてを下記のとおり制定し、令和3年1月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、この内訓の施行前に作成した別に定めるところによる様式に基づく用紙で現に使用しているものは、それぞれこの内訓の相当規定により作成した様式とみなす。

記

1 趣旨

この内訓は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年福岡県条例第24号。以下「条例」という。）及び福岡県職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年福岡県人事委員会規則第14号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、福岡県警察の職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 配偶者同行休業制度の目的

配偶者同行休業の制度は、外国で勤務等をする配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と生活を共にすることを希望する職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認めることにより、仕事と配偶者等との家庭生活の両立を支援するとともに、中長期的な視点に立って、公務への貢献が期待される職員の継続的な勤務を促進することを目的とする。

3 対象職員

配偶者同行休業の対象となる職員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 勤務成績が良好であり、かつ、中長期的な公務への貢献が期待されること。
- (2) 配偶者同行休業の申請の時点において、職務に復帰した後、おおむね5年程度在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。
- (3) 配偶者同行休業をしたことがある場合には、次に掲げる場合であって申請期間が前回の配偶者同行休業の申請期間の範囲内であるとき（エに掲げる場合にあつては、その申請期間の日数が前回の配偶者同行休業が取り消された日から当該配偶者同行休業の申請期間の末日までの日数以内であるとき）を除き、前回の配偶者同行休業から職務に復帰した後、おおむね5年程度職務に従事した期間があること。

ア 配偶者同行休業の承認が、条例第7条第2号又は第3号に掲げる事由のいずれかに該当して取り消された後、出産した子又は育児休業に係る子が死亡した場合

イ 配偶者同行休業の承認が、休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了した場合

ウ 配偶者同行休業の承認が、職員の長期の入院等のやむを得ない理由により当該職員と配偶者とが同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、生活を共にすることができる状態になった場合

エ 配偶者同行休業の承認が、外国における大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の生命若しくは身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあること等のやむを得ない理由により職員及びその配偶者が当該外国に滞在しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、再度の配偶者同行休業をしようとする場合

4 配偶者同行休業の承認（条例第2条関係）

(1) 警察本部長（以下「本部長」という。）は、職員が配偶者同行休業の承認を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(2) 公務の運営の支障の有無の判断に当たっては、配偶者同行休業の承認を申請した職員の業務の内容及び業務量を考慮した上で、業務分担の変更、職員の配置換え、会計年度任用職員等の任用その他当該業務を処理するための措置を総合的に勘案するものとする。

5 配偶者同行休業の期間（条例第3条関係）

(1) 配偶者同行休業の期間は、3年以内の連続する一の期間とする。

(2) 配偶者同行休業の対象となる期間は、職員が外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と共に当該外国に滞在する期間（往復に要する日数を含む。）とする。ただし、配偶者同行休業に必要な最小限の準備期間として、転居に必要な期間を配偶者同行休業の期間に加えても差し支えない。

6 対象となる配偶者外国滞在事由（条例第4条関係）

条例第4条に規定する配偶者外国滞在事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）である。

(1) 外国での勤務

配偶者が法人その他の団体に所属して外国において勤務することをいい、報酬の有無は問わない。

(2) 次に例示するような事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国に

おいて行うもの

ア 法律、医療等の専門的な知識又は技能が必要とされる業務に従事する活動

イ 報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

ウ 音楽、美術、文学その他の芸術上の活動

- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（外国の大学又は大学院で行われる授業の聴講、科目履修等を含む。）

7 申請手続（条例第5条関係）

- (1) 配偶者同行休業の承認の申請をする職員は、原則として配偶者同行休業を開始しようとする日の1月前までに、配偶者同行休業承認申請書（様式第1号）に証明書類（配偶者外国滞在事由、期間等が確認できる書類等をいう。）を添付の上、所属長を経由して本部長に提出しなければならない。この場合において、申請時に外国滞在中の住所又は居所が未定の場合は、確定後速やかに提出しなければならない。
- (2) 所属長は、配偶者同行休業の承認の申請があった場合において、当該申請が3、5及び6に規定する要件を満たしており、かつ、公務の運営に支障がないと認めるときは、配偶者同行休業に関する意見書（様式第2号）に意見を付した上で、遅滞なく、警務部警務課長（人事第一係）を経由して本部長に進達しなければならない。
- (3) 所属長等は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

8 配偶者同行休業の期間の延長（条例第6条関係）

- (1) 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業を開始しようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、原則として1回に限り配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。
- (2) (1)の規定による申請の手続については、7の規定を準用する。この場合において、7の(1)中「承認の」とあるのは「期間の延長の」と、「配偶者同行休業を開始しようとする日」とあるのは「当初の休業期間が満了する日」と、「証明書類（配偶者外国滞在事由、期間等が確認できる書類等をいう。）」とあるのは「期間の延長の必要性を証明する書類」と、「外国滞在中の」とあるのは「転居により」と、同(2)中「承認」とあるのは「期間の延長」と、「3、5及び6に規定する要件を満たしており」とあるのは「期間の延長についてやむを得ないと認める事情があり」と、同(3)中「承認」とあるのは「期間の延長」と読み替えるもの

とする。

9 配偶者同行休業の期間の再度の延長（条例第6条の2関係）

- (1) 8の(1)の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国での勤務が、その満了する日を超えて引き続くことになった場合その他人事委員会が認める特別の事情がある場合は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業を延長しようとする期間が3年を超えない範囲内において、期間の再度の延長を申請することができる。
- (2) (1)の規定による申請の手続については、7の規定を準用する。この場合において、7の(1)中「承認の」とあるのは「期間の再度の延長の」と、「配偶者同行休業を開始しようとする日」とあるのは「延長された期間が満了する日」と、「証明書類（配偶者外国滞在事由、期間等が確認できる書類等をいう。）」とあるのは「期間の再度の延長の必要性を証明する書類」と、「外国滞在中の」とあるのは「転居により」と、同(2)中「承認」とあるのは「期間の再度の延長」と、「3、5及び6に規定する要件を満たしており」とあるのは「期間の再度の延長についてやむを得ないと認める事情があり」と、同(3)中「承認」とあるのは「期間の再度の延長」と読み替えるものとする。

10 承認の取消し（条例第7条関係）

- (1) 本部長は、法第26条の6第6項及び条例第7条の規定により、配偶者同行休業をしている職員が次に掲げる場合に該当すると認める場合は、当該職員の配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。
 - ア 配偶者同行休業をしている職員が、配偶者と生活を共にしなくなった場合
 - イ 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が6に掲げる事由に該当しないこととなった場合
 - ウ 配偶者同行休業をしている職員が、出産予定であることを申し出たこと又は出産したことにより福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年福岡県人事委員会規則第5号）第16条第1項第6号に規定する特別休暇及び同項第7号に規定する特別休暇を取得することとなった場合
 - エ 本部長が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなった場合
- (2) 本部長は、配偶者同行休業をしている職員が(1)に掲げる場合に該当しない場合であっても、当該職員が職務復帰を希望している場合等には配偶者同行休業の承認を取り消すことができ

る。

1 1 職務復帰

配偶者同行休業をしている職員は、配偶者同行休業の期間が満了した場合、配偶者同行休業の承認が失効した場合（休職又は停職の処分を受けた場合を除く。）又は配偶者同行休業の承認が取り消された場合（条例第7条第3項に掲げる場合を除く。）は、職務に復帰するものとする。この場合において、当該職員は、直ちに職務復帰届（様式第3号）により所属長を經由して本部長に提出しなければならない。

1 2 報告（条例第8条関係）

(1) 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる事項に変更が生じることとなった場合又は条例第8条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、配偶者同行休業状況変更届（様式第4号）により、遅滞なく、所属長を經由して本部長に報告しなければならない。

ア 配偶者の職業

イ 配偶者の外国滞在事由

ウ 住所又は居所

エ 職員及び配偶者の外国滞在中の連絡先

(2) 所属長は、配偶者同行休業の承認の取消事由が生じた場合の事実確認のために報告を求めるとともに、職員の活動及び生活の状況を把握するため、定期的（半年に1回程度）に報告を求めるなど、十分な意思疎通を図るものとする。

(3) 配偶者同行休業をしている職員の円滑な職務復帰のため、所属における業務の状況その他必要と認める事項について、当該職員と十分な意思疎通を図るものとする。

(4) 所属長等は、(1)及び(2)の規定による報告をした職員に対して、当該報告について確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

1 3 承認通知等

次に掲げる場合については、職員に対して人事異動通知書（人事異動通知要領の制定について（平成29年福岡県警察本部内訓第3号）別記様式）を交付する。

(1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合

(2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合

(3) 職員の配偶者同行休業の期間の再度の延長を承認する場合

(4) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

1 4 会計年度任用職員等の任用

- (1) 配偶者同行休業に伴う会計年度任用職員の任用及び任期の更新については、福岡県警察の会計年度任用職員に関する訓令（令和2年福岡県警察本部訓令第10号）により行うものとする。
- (2) 配偶者同行休業に伴う会計年度任用職員の任用期間は、配偶者同行休業の承認期間中必要と認められる期間とする。ただし、配偶者同行休業の承認期間が一会計年度を超える場合は、一会計年度ごとに任用するものとする。
- (3) 会計年度任用職員での対応が困難であって、法第26条の6第7項第2号に規定する臨時的任用の職員の任用又は任期の更新を行う場合、任用等に関し法令に定めのない事項については、福岡県臨時警察職員に関する事務取扱要領の制定について（平成7年福岡県警察本部内訓第3号）の規定を準用する。

1.5 関係書類の保存

- (1) 警務部警務課に備え付ける簿冊名、編集する文書及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
配偶者同行休業承認申請書	配偶者同行休業承認申請書	継（5年）
	配偶者同行休業に関する意見書	
	職務復帰届	
	配偶者同行休業状況変更届	

- (2) 所属に備え付ける簿冊名、編集する文書及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
配偶者同行休業承認申請書（写し）	配偶者同行休業承認申請書（写し）	継（5年）
	配偶者同行休業に関する意見書（写し）	
	職務復帰届（写し）	
	配偶者同行休業状況変更届（写し）	

